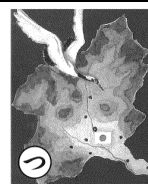




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年10月13日（火） 第10438号

■ 目 次

	ページ
告 示	
○保安林予定森林（森林保全課）	2
公 告	
○使用者委員等の候補者の推薦（労働政策課）	2
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	5
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施（教育委員会管理課）	6

■ 告 示

◎群馬県告示第229号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林に指定する予定である。

令和8年10月13日

群馬県知事 山 本 一 太

1 保安林予定森林の所在場所 みどり市大間々町小平1543の1、甲1581、乙1581

2 指定の目的 落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及びみどり市役所に備え置いて縦覧に供する。

■ 公 告

群馬県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の任期が令和9年4月23日をもって満了することに伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次期委員を任命したいので、推薦資格を有する使用者団体又は労働組合は、次により使用者委員又は労働者委員の候補者を推薦してください。

令和8年10月13日

群馬県知事 山 本 一 太

1 推薦資格 使用者委員候補者又は労働者委員候補者の推薦資格は、群馬県内のみに組織を有する使用者団体又は労働組合であり、かつ、労働組合にあつては、群馬県労働委員会から労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合すると認められたものであること。

2 被推薦者の資格 労働組合法第19条の4第1項の欠格条項に該当しない者であること。

3 推薦手続

(1) 推薦資格を有する使用者団体は、別記様式第1号による推薦書に被推薦者の履歴書を添えて、群馬県産業経済部労働政策課へ提出すること。

(2) 推薦資格を有する労働組合は、別記様式第2号による推薦書に被推薦者の履歴書及び群馬県労働委員会から交付された労働組合法適合証明書の写しを添えて、群馬県産業経済部労働政策課へ提出すること。

4 推薦書類の受付期間 令和8年10月13日から同年12月11日まで

別記様式第1号

推 薦 書

年 月 日

群馬県知事 山 本 一 太 あて

所 在 地

名 称

代表者氏名

労働組合法施行令第21条の規定により、群馬県労働委員会の使用委員会候補者として、下記の者を推薦します。

記

氏 名	生年月日	所属会社又は事業所の名称 及び所在地並びに所属会社 又は事業所における地位	所属団体 における 地 位	略 歴	労働組合法 第19条の4 該当の有無

別記様式第2号

推薦書

年 月 日

群馬県知事 山本 一太 あて

所在地

名称

代表者氏名

労働組合法施行令第21条の規定により、群馬県労働委員会の労働者委員候補者として、下記の者を推薦します。

記

氏名	生年月日	所属団体の名称及びその事務所の所在地	所属団体における地位	略歴	労働組合法第19条の4該当の有無

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和8年10月13日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31,207
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 295,038
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10,111
甘楽郡	5,730
吾妻郡	13,958
利根郡	8,402
佐波郡	9,730
邑楽郡	25,891
前橋市	90,592
高崎市	101,789
桐生市	28,530
伊勢崎市	55,236
太田市	58,183
沼田市	12,144
館林市	20,018
渋川市	20,393
藤岡市・多野郡	18,074
富岡市	12,556
安中市	15,265
みどり市	13,503

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和8年10月13日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量 群馬県立吉井高等学校ほか11校LED照明器具賃貸借 一式
- (2) 借入件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和9年9月1日から令和19年3月31日まで
- (4) 借入場所 群馬県立吉井高等学校ほか11校（詳細は、入札説明書による。）
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であって等級格付区分がA等級のものであること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和8年10月23日（金）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年11月5日（木）午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県教育委員会事務局管理課へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) この公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬

県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県教育委員会事務局管理課 県立学校施設係 電話027-226-4548（ダイヤルイン） 電子メール kkshisetu（アットマーク）pref.gunma.lg.jp ※「（アットマーク）」を@に置き換えて送信してください。

- (2) 入札説明書の交付方法 令和8年10月13日（火）から同月27日（火）までの間、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>）（以下「電子入札システム」という。）により配布する。

なお、電子入札システムの利用が困難な場合等にあつては、令和8年10月13日（火）から同月27日（火）までの群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間、上記(1)の場所において交付する。

- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和8年11月9日（月）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和8年11月5日（木）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 原則として、電子入札システムにより「入札参加資格確認申請書」（別記様式1）から「国又は地方公共団体における履行実績」（別記様式3）までの電子データを提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、あらかじめ県の承諾を得た上で、持参又は郵送により提出することができる。なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「群馬県立吉井高等学校ほか11校LED照明器具賃貸借書類等在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

- (4) 入札手続等

ア 入札開始日時 令和8年11月13日（金）午前9時

イ 入札書及び内訳書提出締切日時 令和8年11月20日（金）午後4時

ウ 開札予定日時 令和8年11月24日（火）午前10時

エ この入札は、原則として電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムの利用が困難な場合等にあつては、上記アからイまでの提出期間に上記(1)の場所に必着するよう、持参又は配達日指定郵便による郵送（書留郵便に限る。封筒に「群馬県立吉井高等学校ほか11校LED照明器具賃貸借」と朱書きするほか、郵送方法の詳細は、入札説明書による。）により提出すること。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつ

て有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじ引きにより決定する。

(6) この入札に係る情報は、電子入札システムにより入手すること。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HIRATA Yumi, Superintendent of Education, Gunma Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required: Replace the lights in the for use in 12 Prefectural Schools with LED lights

(3) Rent period: From September 1, 2027 to March 31, 2037

(4) Delivery place: 12 Prefectural Schools

(5) Deliver of Bid Instruction, Etc : Distributed between October 13, 2026 and October 27, 2026 between 9:00 a.m. and 4:00 p.m., through the electronic bidding system, or through (7) below

(6) Time-limit for tender: 4:00 p.m. November 20, 2026 (Bids submitted by registered mail must be received no later than 4:00 p.m. on November 20, 2026)

(7) Contact point for the notice: Board of Education Secretariat, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570 Japan, TEL 027-226-4548 (Japanese language only), E-mail: kkshisetu (at mark) pref.gunma.lg.jp *Please replace “(at mark)” with